

## オープンカウンター方式の定義等

### (1) 定義

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）における見積り合わせにおいて、見積りを徴取する相手を特定することなく、公表により参加者を募り、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式

### (2) 利点

少額随意契約における透明性の確保及び新規参入業者の拡大